

仙南地域広域行政事務組合監査告示第3号

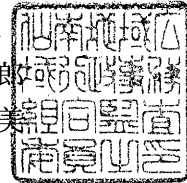
地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年11月18日

仙南地域広域行政事務組合

監査委員 佐藤長壽郎

監査委員 平間奈緒美



1 監査年月日

令和2年11月17日（火）

2 監査対象

（1）工事関係書類

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 企画財政課 | 総合庁舎空調設備更新工事 |
| ② あぶくま斎苑 | 屋根等防水塗装補修工事 |
| ③ し尿処理施設（柴田） | 地下ポンプ室制御盤他遮断器更新工事 |
| ④ 消防本部 | 屋根防水工事 |
| ⑤ 消防本部 | 仮眠室改修工事 |
| ⑥ 消防本部 | 丸森出張所庁舎災害復旧工事（繰越分） |
| ⑦ 消防本部 | 丸森出張所指令装置等災害復旧工事（繰越分） |
| ⑧ 消防本部 | オーバースライダー補修工事（繰越分） |
| ⑨ 仙南芸術文化センター | 冷温水発生機高温再生設備交換工事 |

（2）総務課及び滞納整理課に属する次の書類

- ① 出勤簿、年次有給休暇届、特別休暇簿
- ② 旅行命令簿
- ③ 時間外勤務命令簿
- ④ 備品台帳
- ⑤ その他財務に関する書類

3 監査の方法

関係書類の整備状況確認（関係書類の提出を求めて実施）

4 監査の結果及び意見

書類監査の結果については、すべて適正に執行していると認められた。

今後も引き続き、関係法令、例規等を遵守しさらに適正な事務処理に万全を期されたい。